

原油価格の高騰に関する下請法Q & A

Q： 原油価格が高騰しているが、従来どおりの単価で発注することは問題ないか。

A： 原油価格の高騰に伴いエネルギーコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買ったときに該当するおそれがある（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

（参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋）

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-3 下請代金を据え置くことによる買ったとき

(1) 親事業者は、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。